



2025年4月4日

各 位

会社名 株式会社プロトコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 神谷 健司
(コード番号 4298 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先
役職・氏名 執行役員 鈴木 毅人
電話 052-934-2000

株主による株式併合等の差止め仮処分命令申立て却下に対する 株主からの即時抗告に関するお知らせ

当社が2025年4月3日付で公表した「株主による株式併合等の差止め仮処分命令申立ての却下決定に関するお知らせ」のとおり、当社の株主であるカナメ・キャピタル・エルピー（以下「本申立人」といいます。）による、当社及び当社の代表取締役である神谷健司氏（以下「当社取締役」といいます。）を債務者とする、株式併合等の差止め仮処分命令の申立て（以下「本申立て」といいます。）について、同日付で、名古屋地方裁判所は、本申立てを却下する旨の決定（以下「本却下決定」といいます。）を行ってまいりました。

当社は、本申立人より本却下決定に対する即時抗告（以下「本即時抗告」といいます。）が行われた旨の通知を、本日受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本即時抗告に至った経緯

当社が2025年2月4日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社取締役会は、株式会社フォーサイト（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしました。また、公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式（注）を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主の全部又は一部のみとするための一連の手続（以下、本公開買付けと併せて「本取引」といいます。）の一環として、当社株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の実施を予定しております。本申立人は、本取引の実施手続に違法がある等と主張し、上記意見を変更することや本取引を実施するための一連の手続として行われる本株式併合を仮に差し止めること等を求め、名古屋地方裁判所に対して本申立てを行いました。名古屋地方裁判所は、2025年4月3日付で、本申立てには理由がないとして、本却下決定をいたしました。

これに対し、本申立人は、2025年4月3日付で、本却下決定を不服として、名古屋高等裁判所に対して本即時抗告を行いました。

(注) 「本不応募合意株式」とは、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者が、当社の株主である株式会社夢現（以下「夢現」といいます。）（所有株式数：13,614,480株、所有割合：33.70%）、当社の代表取締役会長である横山博一氏（以下「横山博一氏」といいます。）（所有株式数：902,000株、所有割合：2.23%）、当社の専務取締役である横山宗久氏（以下「横山宗久氏」といいます。）（所有株式数：537,960株、所有割合：1.33%）並びに当社の株主かつ横山博一氏及び横山宗久氏の親族である横山順弘氏（以下「横山順弘氏」といいます。）（所有株式数：313,000株、所有割合：0.77%）（夢現、横

山博一氏、横山宗久氏及び横山順弘氏を総称して、以下「本不応募合意株主」といいます。)との間で、2025年2月4日付で、本公開買付けに応募しない旨を書面で合意した、本不応募合意株主それぞれが所有する当社株式の全て(合計:15,367,440株、所有割合:38.04%)をいいます。また、「所有割合」とは、当社が2025年2月4日に公表した「2025年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社第3四半期決算短信」といいます。)に記載された2024年12月31日現在の当社の発行済株式総数(41,925,300株)から、当社第3四半期決算短信に記載された2024年12月31日現在の当社が所有する自己株式数(1,523,634株)(なお、株式付与ESOP信託が所有する当社株式の数(92,160株)は当社が所有する自己株式に含んでおりません。)を控除した株式数(40,401,666株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

2. 本即時抗告の申立てを行った者の概要

名称	カナメ・キャピタル・エルピー
所在地	アメリカ合衆国、デラウェア州19801、ウィルミントン、オレンジストリート1209、ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー気付
代表者ジェネラル・パートナー	カナメ・キャピタル・ジーピー・エルエルシー
代表者マネージャー	トーマス・O・ローズ

3. 本即時抗告がなされた裁判所及び年月日

- (1) 本即時抗告がなされた裁判所 名古屋高等裁判所
- (2) 本即時抗告がなされた年月日 2025年4月3日

4. 今後の見通し等

当社及び当社取締役は、本即時抗告の申立てが認められる理由はなく、本却下決定の判断は適正なものであると確信しており、本却下決定は維持されるべきものであることを主張する予定です。また、現時点において、当社取締役会による本公開買付けに対する賛同及び応募推奨の決議に変更はありません。

本即時抗告に関して開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

以 上